

# シリーズ：子どもの権利 No.34 11月20日は、何の日でしょうか？ ～条例制定3年～

何の日クイズです。手作りですので、■の部分が多いですが、ぜひ親子で一緒に考えてください。

## タテのカギ

1. 9月の第三月曜日は、〇〇〇〇の日
2. 8のつく日は、〇〇の日とも言われる
3. 5月5日は、〇〇〇〇日
4. 初詣で買ってきたお〇〇〇
6. 3月3日は、〇〇の日

## ヨコのカギ

1. 2月11日は、〇〇〇〇記念の日
4. 3月には、蛍の光〇〇の雪♪
5. 7月の第三月曜日は、〇〇の日
7. 3月3日は、〇〇の節句
8. 5月4日は、〇〇〇〇日

1 A	B	2		■
	■		■	3
	■	■	4	
5	6	■	7	
■	8		C	

泉南市子どもの権利に関する条例が生まれて3年。せんなん子ども会議を中心に、参加する権利、生きる権利、育つ権利、守られる権利を保障する取り組みをすすめています。11月20日は、みんなで子どもの権利について話し合いましょう。この日は、ちょっと意識して、子どもと対話をしましょう。語りましょう。家庭でのエピソード等があれば、メール等でお知らせください。

では、スペシャルクイズです。11月20日は、何の日でしょうか？ ABCの言葉を下の□に入れて下さい。

11月20日は泉南市子どもの    の日です

**【問合せ】** 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）